愛知県医療救護活動計画

(素案)

平成27年3月25日

愛知県医療救護活動計画 骨子

○組織ごとの役割や体制について 大規模災害時における対応 1 ・県の役割 災害医療調整本部及びDMAT調整本部 、 地域災害医療対策会議 愛知県災害医療コーディネーター ・市町村の役割 ・関係団体等の役割 医療機関・医療救護所の役割 2 〇各医療機関が災害時に担う役割について ・災害拠点病院 ・地域の2次救急病院 ・その他の医療機関 · 医療救護所 情報収集と伝達体制 〇災害時の情報共有体制について ・情報収集提供体制、収集する情報 ・EMIS、衛星電話、無線等の通信手段 医療救護チームの活動 ○被災地で活動する医療救護チームについて DMATの活動 ・医療救護チームの活動 ・心のケアチーム、災害支援ナース、支援薬剤 師、保健師等の活動 医薬品等の確保体制 〇医薬品、医療機器等の確保体制について 5 ・災害拠点病院、市町村、県の役割 ・血液製剤の確保体制について 傷病者等の搬送体制 〇傷病者等の搬送体制について ・地域医療搬送 ·広域医療搬送 ・慢性疾患患者等の搬送・受入体制 公衆衛生対策 7 〇公衆衛生対策について ・保健活動、感染症対策、食品衛生対策、水・ 衛生対策、歯科口腔保健、心のケア活動等 〇医療が必要な要援護者の支援策について 災害時要援護者対策 ・透析患者、難病、在宅酸素療法患者等 ・高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等 9 検視検案体制 ○遺体の安置及び検視検案体制ついて ・医療機関、救護所等の遺体の仮安置 ·検視検案体制、身元調査等 ○大規模災害発生時の応援派遣体制について 応援派遣体制 1 0 · 愛知DMATの派遣体制 ・医療救護班の派遣体制 ・その他の医療支援チームの派遣体制 ○災害のフェーズに応じたマニュアルの策定 1 1 災害対応マニュアル ・災害医療調整本部の立上げ・運営 地域災害医療対策会議の立上げ・運営

・その他の災害医療に関する活動

(1)目的

この計画は、南海トラフ巨大地震等により愛知県内で甚大な被害が発生することを想定し、 医療救護に関する体制とその活動内容を明らかにすることで、関係機関が共通の認識のもと効率・効果的な医療を提供できる体制を構築し、県民の生命と健康を守ることを目的とする。

(2)位置づけ

発災直後から避難所が設置されている間の、総合的な医療救護活動計画

⇒ 中長期に亘る医療救護班の派遣調整及び公衆衛生活動との連携にも対応

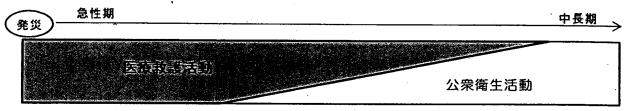


Fig.1 計画の公衆衛生活動との連携イメージ

(3)全体の構成

この計画は、県全域で共通する事項等に関する計画である県全域の計画と、2次医療圏を単位とする地域の実情に応じた事項等に関する計画である、各2次医療圏の計画から構成する。

Tab.1 計画の構成と概要

県全域計画	各2次医療圏計画
【計画の概要】 全県的な医療救護体制と活動方針を明確 にし、県全域において、各関係機関が共通の 認識のもと活動を行うための計画。	【計画の概要】 地域に実情に応じた詳細な活動方針を明確にし、地域の関係機関が共有することで、 地域における災害対応力を強固なものとす るための計画。
【主な内容】 ・災害医療調整本部及び関係機関の役割 ・関係機関相互の情報連絡体制 ・医療機関の役割分担に関する基本方針 ・圏域を越えた搬送受入れ体制 ・広域的な医薬品医療資器材の確保体制	【主な内容】 ・地域災害医療対策会議及び地域における関係機関の役割 ・関係機関相互の情報連絡体制 ・地域の実情に応じた医療機関の役割分担 ・圏域内の搬送受入れ体制 ・地域における医薬品医療資器材の確保体制

大規模災害時における対応 1

県における体制

県は、医療に関する調整が円滑に実施できる体制の確保を図るために、県災害医療調整本部、 DMAT県調整本部、DPAT県調整本部、地域災害医療対策会議を設置する。

■県災害医療調整本部

県災害対策本部内に設置し、県外への支援要請等を含む全県的な医療に関する総合調整を行い、 県内における医療救護活動の円滑な実施を図る。

■DMAT県調整本部

県災害医療調整本部内に設置し、発災直後から県内で活動する全てのDMATを統括する。

■DPAT県調整本部

県災害医療調整本部内に設置し、発災直後から県内で活動する全てのDPATを統括する。

■派遣調整機能

県災害医療調整本部の本体機能として、県DMAT調整本部が行う調整業務以外のすべての業 務を担う。

■地域災害医療対策会議

各2次医療圏の基幹となる保健所等に設置し、各市町村(名古屋市を除く。)を越えた2次医療 圏内における医療に関する調整を行い、2次医療圏内における医療救護活動の円滑な実施を図る。

Tab.2 地域災害医療対策会議を設置する基幹となる保健所等		
2次医療圈	基幹となる保健所等	護長。
名古屋医療圏	名古屋市健康福祉局	名古屋市健康福祉局参事(保健)
海部医療圏	津島保健所	津島保健所長
尾張中部医療圏	清須保健所	清須保健所長
尾張東部医療圏	瀬戸保健所	瀬戸保健所長
尾張西部医療圏	一宮保健所	一宮保健所長
尾張北部医療圏	春日井保健所	春日井保健所長
知多半島医療圏	半田保健所	半田保健所長
西三河北部医療圏	衣浦東部保健所	衣浦東部保健所長
西三河南部東医療圏	西尾保健所	西尾保健所長
西三河南部西医療圏	衣浦東部保健所	衣浦東部保健所長
東三河北部医療圏	新城保健所	新城保健所長
東三河南部医療圏	豊川保健所	豊川保健所長

■愛知県災害医療コーディネーター

災害時において、県の非常勤嘱託員として、医療ニーズや医療資源の状況を把握・分析して、 専門的な助言支援や調整機能を担う。

なお、コーディネーターは、その従事する業務の内容により、次のとおり区分する。

○本部災害医療コーディネーター

災害医療調整本部において、県全域における医療チームの派遣調整、患者搬送及び収容先 医療機関の確保等に関して、必要な情報の収集を行うとともに、医療ニーズや医療資源の状 況を把握・分析して、専門的な助言や調整を行う。

○地域災害医療コーディネーター

地域災害医療対策会議において、各2次医療圏内で市町村の区域を越えた調整が必要な、 医療チームの配置調整、患者搬送及び収容先医療機関の確保等に関して、必要な情報の収集 を行うとともに、医療ニーズや医療資源の状況を把握・分析し、専門的な助言や調整を行う。

